

重要事項説明書

1、事業者・事業所の概要

法人名	医療法人財団 東京勤労者医療会
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷1-30-7
代表者名	理事長 下 正宗
電話番号	03-5366-6892
事業所名	たんぽぽ訪問看護ステーション
所在地	千葉県流山市下花輪409-6 3階
電話番号	04-7178-7880
事業所番号	千葉県指定第1262390011号
管理者	石井 智枝
サテライト名	たんぽぽ訪問看護ステーション 野田南部出張所
所在地	千葉県野田市山崎1737-2
電話番号	04-7126-6862
サテライト名	たんぽぽ訪問看護ステーション 新松戸出張所
所在地	千葉県松戸市新松戸4-2-2 エスエフ新松戸ビル3F
電話番号	047-340-6615

2、事業の目的

医療法人財団東京勤労者医療会が開設するたんぽぽ訪問看護ステーション（以下、「事業所」という）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師、准看護師（以下、「看護師等」という）、あるいは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者または療養者に対し、適正な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

3、運営の方針

事業所の看護師等は、利用者の心身の特性をふまえて、日常生活動作の維持向上を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
事業の実施にあたっては、主治医、関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めます。

4、営業日

月曜日から土曜日。但し、日曜、国民の祝日、5月1日、12月29日～1月3日除く

5、営業時間

平日 午前8時45分から午後4時45分まで

土曜日 午前8時45分から午後0時30分まで

24時間対応の体制を設けておりますが、携帯電話による緊急時の連絡と訪問は別に契約が必要です。

6、通常の業務の実施地域

流山市；青田・市野谷・後平井・江戸川台西・江戸川台東・おおたかの森北・おおたかの森西・おおたかの森南・おおたかの森東1丁目・大畔・思井・加・上貝塚・上新宿・上新宿新田・木・北・桐ヶ谷・こうのす台・駒木台・小屋・芝崎・下花輪・谷・中・中野久木・流山・西初石1～4丁目・西平井・東初石1～4丁目・東深井・平方・平方村新田・鰯ヶ崎・深井新田・富士見台・平和台・前平井・美田・南・南流山・三原・宮園・三輪野山・若葉台

野田市；今上・大殿井・金杉・上三ヶ尾・上花輪・上花輪新町・木野崎・木間ヶ瀬新田・光葉町1丁目～3丁目・五木・桜木・桜台・桜の里1丁目～3丁目・清水・清水公園東1丁目～2丁目・下三ヶ尾・瀬戸・瀬戸上灰毛・堤台・堤根・つつみ野1丁目～2丁目・鶴奉中根・中野台・中野台鹿島町・七光台・次木・西三ヶ尾・野田・花井・花井1丁目・平井・二ツ塚・みずき1丁目～4丁目・三ツ堀・宮崎・目吹・谷津1番地～900番地・柳沢・山崎・山崎梅の台・山崎貝塚町・横内・吉春1番地～900番地

柏市；柏の葉・西原・西柏台・みどり台・伊勢原1丁目・大青田（国道16号手前）・十余二（国道16号手前）・中十余二・正連寺

松戸市；旭町・大金平・大谷口・大谷口新田・上総内・幸田・幸谷・小金1～1310番台・小金上総町・小金きよしヶ丘・小金清志町・七右衛門新田・新松戸・新松戸北・新松戸東・新松戸南・殿平賀・中金杉・西馬橋・西馬橋相川町・西馬橋蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・東平賀・平賀・二ツ木・馬橋・三ヶ月・主水新田・横須賀

7、事業所の職員体制

○管理者 看護師 氏名 石井 智枝

管理者は、事業所の従事者の管理及び訪問看護サービスの利用に係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行います。

○従事者 看護師 2. 5名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 必要数

看護師等、理学療法士等従事者の必要数を配置し指定訪問看護サービスの提供にあたります。看護師等、理学療法士等従事者が訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成に従事します。

8、訪問看護のお申し込み、訪問看護の利用

お申し込みは、主治医またはケアマネジャー、市区町村の介護保険担当部署、地域包括支援センター等や事業所にご相談ください。訪問看護の利用には主治医が発行する訪問看護指示書が必要です。主治医から示されました療養や医療処置等の指示、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、他のサービスと連携しながら訪問看護の提供を行います。病名、心身の状況により介護保険制度、医療保険制度、公費を利用します。該当する資格証を確認します。医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い在宅や訪問看護等を実施するための情報を取得し、及び活用して訪問看護を行います。

9、市区町村、保険者、保健・医療・福祉サービス事業者との連携

○事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、地域包括支援センター、市区町村、千葉県後期高齢者医療広域連合、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業所との連携を密にします。

○事業者は、利用者または家族の同意を得て、利用者の療養生活の向上を図るために、利用者の病状や療養生活への支援状況等の必要な情報を市区町村に文書にて提供できるものとします。

10、訪問看護サービスの内容

○訪問看護は、病気や障害のため在宅療養に支援を必要とされる利用者居宅等を看護師等が訪問し、看護またはリハビリを行うサービスです。理学療法士等による訪問リハビリテーションは看護業務の一環であり看護師等に代わり訪問いたします。

○利用者に提供する訪問看護内容、実施日時等詳細については、そのつど利用者及びその家族と当事業者が協議して定めることとします。

○具体的内容

- ・ 病状・障害の観察、服薬管理
- ・ 食事、排泄、入浴（清潔の保持）、衣服の着脱等の日常生活上の世話
- ・ 点滴や注射、酸素療法の管理、吸引・洗浄等の医療処置、褥創予防と処置
- ・ リハビリテーション、在宅療養環境の整備や福祉用具・補助具の活用
- ・ 認知症、精神障害のある利用者の看護や家族・介護者への相談、助言
- ・ 安定した療養生活を送るための介護方法の指導
- ・ 入院・入所への相談、援助
- ・ 在宅療養に向けた一時外泊、退院当日の看護や退院（退所）時の療養相談、援助
- ・ カテーテル等や医療器具・器械の管理と安全な使用方法の指導、訓練
- ・ 担当者会議への参加や在宅担当医、主治医をはじめとした他職種との連携。緊急時の連絡・対応。看護計画書、看護報告書作成
- ・ 感染症の予防と発症時の対応
- ・ ターミナルケア
- ・ その他、医師の指示による医療処置等
- ・ 災害、感染症に備えた助言と備薬品の整備、シミュレーション
- ・ 利用者、及び家族の要望、状況によりその他の援助にも対応します

1 1、契約の解除、一時中止、終了

○利用者は、事業者に対して1週間以上の予告期間があれば、いつでもこの契約の解除を申し出ることができます。また、利用者は事業者が次の各号に該当する場合は直ちに契約を解除することができます。この場合の解約料は無料です。

- ・ 事業者が正当な理由なく、必要かつ適正な訪問看護を提供しない場合
- ・ 事業者及び従事者が、利用者及び家族に対して、守秘義務に違反しまたは契約継続しがたいほど重大な不信行為をした場合

○事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、契約を一時中止または終了します。

- ・ 入院、施設入所、営業地域外への転出、死亡の場合
- ・ 利用者の病状が改善し訪問看護の必要性がなくなった場合
- ・ 利用者の要介護認定が非該当（自立）と判断され、介護保険法による訪問看護ができなくなった場合。この場合、主治医の判断により健康保険法による訪問看護を継続することが可能です
- ・ 自然災害等により事業者が契約に定める訪問看護サービスを正常に営業できない状況に陥った場合
- ・ やむを得ない事由により事業所を閉鎖または統合した場合

○事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は事業所からの通知を持って解約できるものとします。

〈一定の予告期間を有するもの〉

- ・ 利用者並びに家族が契約時または訪問看護開始にあたって、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれらを告げず、または不実の告知等を行った結果、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・ 正当な理由なく利用料を6ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促しつつも、なお支払いに応じない場合
- ・ 利用者または家族が、正当な理由もなく訪問看護の中止をしばしば繰り返した場合

〈即時解約とするもの〉

- ・ 利用者または家族が、故意または重大な過失により事業者、事業所または事業所の看護師等に対して、生命・身体・財産・信用等を傷つけ、契約を継続しがたい著しい背信行為があった場合には直ちに契約を解約することができます

○事業者は前項1項から3項のいずれかを実施した場合は、主治医、利用者の担当介護支援専門員、利用者が居住している市区町村（保険者）等に連絡する等の支援を行います。

1 2、利用料等について

- ・ 訪問看護サービスを提供した場合の利用料の額は、法律に定める他、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の負担割合に応じた額となります。詳しくは料金表をご確認ください。ご利用にあたっては、保険証（介護保険、医療保険）や公費受給者証等を確認します。これらの証書類の内容について変更があった場合は必ずお知らせください。
- ・ 請求金額の変更がある場合は、利用者に対して事前に説明し同意を得ます。
- ・ 利用者は、利用料金を請求書にもとづき事業者にお支払いください。支払いは、当月の請求金額を翌月の20日（金融機関休業日は翌日）に口座振替後領収書兼明細書を発行します。
- ・ 通常の業務の実施地域を越えて行う訪問看護サービスに要した交通費は、通常の業務の実施地域を越えた地点からその実費交通費は、公共交通機関使用の場合は実費を、自動車使用の場合は1kmあたり15円とします。

1 3、守秘義務、個人情報保護について

事業所は、業務上知りえた利用者及びその家族の情報を第三者にもりません。看護師等でなくなった後においても、これらの秘密を保持させる旨を雇用契約の内容とします。個人情報の保護にあたっては、関係法令を遵守するとともに、別に定める方針・規定を誠実に実行し保護に努めます。

1 4、苦情・相談等の窓口

- ・ 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。
- ・ 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存します。
- ・ 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善をします。
- ・ 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告します。

1 5、虐待防止

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生・再発防止のための措置を講じます。虐待を疑う場合は虐待防止指針に沿って対応します。必要な利用者への成年後見人制度利用を支援します。

- ・ 虐待防止指針、身体拘束適正化指針の整備
- ・ 虐待防止、身体拘束適正化のための定期的な委員会の開催
- ・ 虐待防止、身体拘束適正化のための研修等の実施
- ・ 措置を適切に実施するための担当者の設置

1 6、身体拘束適正化

事業所は、利用者または他者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、関連機関等と適正について協議します。身体拘束を行った際はその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

○14、15、16 相談担当者 所 長 石井 智枝
電話 04-7178-7880
FAX 04-7178-7881

○行政関係窓口

流山市の介護、予防相談窓口	電話	04-7150-6531	（流山市介護支援課）
柏市の介護、予防相談窓口	電話	04-7167-1111	（柏市高齢者支援課）
松戸市の介護相談	電話	047-366-7370	（松戸市介護支援課）
松戸市の介護予防相談	電話	047-366-7343	（松戸市介護支援課）
野田市の介護相談	電話	04-7123-1092	（野田市高齢者支援課）
野田市の介護予防相談	電話	04-7125-1111	（野田市地域包括支援）
千葉県国民健康保険団体連合会	電話	043-254-7428	（相談苦情係）
千葉県後期高齢者医療広域連合	電話	043-308-6768	（保険料等）

17、業務継続計画

事業所は、業務継続計画（BCP）に基づき、感染症や災害の発生に備え、常に規定のフェーズに応じた対策を講じるとともに定期的に訓練を実施します。

18、ハラスメント防止措置

当法人はハラスメントを許さない宣言をしております。事業所は、ハラスメント防止指針を定め、虐待防止委員会設置、定期的に対策会議・研修・モニタリング等を行います。看護師等への暴言・暴力（性的なものを含む）等のハラスメント行為により、信頼関係を築くことができないと判断した際はサービスの中断や契約を解除します。

19、緊急時等の対応

訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。また、利用者及び家族への説明、管理者、介護支援専門員等に報告をします。

20、事故発生時の対応

○事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録・保存します。

○事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

○損害賠償がされない場合

- ・ 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。以下の各項に該当する場合、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ・ 利用者または家族が契約時またはサービス開始にあたって、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれらを告げず、または不実の告知等を行った結果、重大な事情を生じさせた場合。
- ・ 利用者または家族が、故意または重大な過失により事業者、事業所、従業者に対して、身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい背信行為を行うことにより契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ・ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合。
- ・ 利用者または家族が、事業者もしくは従業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合。

21、記録等閲覧

記録等開示閲覧は内部規定に基づき行います。開示に際して複写料等、要した費用は実費負担となります。

22、第三者評価の実施状況

最終評価期間：2016年5月1日～2016年8月31日

実施評価機関名称：特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所

評価結果の開示状況：開示中 WAM NET <https://www.wam.go.jp/>

21、その他運営についての留意事項

医学生、看護学生をはじめとする学生の見学・実習を行っています。実習生とは個人情報保護の契約をし、家族の同意を得て、訪問に同行させていただくことをご了承ください。

訪問看護サービスご利用に際して

○お茶やお菓子等のお気遣いはご遠慮ください

看護師等はサービス提供計画時間内にケアを終了し、次の利用者宅へ訪問します。次の利用者のサービス提供時間を守るため、お茶等はいただけないことを御承知おきください。また、職員個人への心付けやお礼の品物の受け取りも事業所として禁止しております。

○看護師等のその他禁止行為

金銭・金通帳等の預かり、飲酒、喫煙。宗教活動、政治活動、営利活動。

○体調の急変や救急対応の必要な利用者の対応を優先するため、訪問時間の変更をお願いする場合があります

当事業所では在宅で療養する利用者の24時間緊急時対応をしています。他の利用者への影響が少ないよう十分配慮しても尚、体制が難しい場合には、訪問時間等の変更をお願いする場合があります。また、交通事情等によりお約束の訪問時間を多少前後することがあります。利用者外出等の事情により訪問時間を厳守する必要がある際は事前にお申し出ください。

○看護師等が訪問の際はペットをゲージへ入れる、別室へ移動する、リードにつなぐ等の配慮をお願いします

近年、看護師等が訪問の際、犬や猫に噛まれる等により負傷する事故が発生しています。ペットが大切な家族であることは承知しておりますが、看護師等が負傷すれば利用者へのサービス提供ができなくなってしまう可能性があります。ペットはその種に関わらず看護師等と接触しないようご配慮ください。万一ペットによる被害があった際には、民法の規定で飼い主が損害賠償責任を負うことをご承知おきください。

○看護師等の訪問中の喫煙はお控えください

看護師等は利用者居宅を連続して訪問します。看護師等の衣服や毛髪につく臭いは他の利用者の体調に影響する場合があります。また、看護師等の受動喫煙を防ぐため訪問中の喫煙はお控えいただく配慮をお願いします。

○見守りカメラの設置、看護師等の写真を撮影する際は一言お伝えください

利用者の安否確認や見守りを目的としたカメラ使用及びケアの確認等で看護師等が画像に写り込む場合には、個人情報保護法に準じて事前に看護師本人の同意を受けてください。また、看護師等がその場で判断できない時には、管理者・事業責任者に確認をするため、時間を要することがありますことを了承ください。SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。

○利用者、家族と看護師等の信頼関係のもとにサービスを提供します

当法人は暴言・暴力ハラスメントを許さない宣言をしています。看護師等へのハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが困難と判断した際はサービスの中断や契約を解除します。